

2024年5月23日(木)

日本代理収納サービス協会

指定公金事務取扱者制度が コンビニ収納に与える影響

片岡総合法律事務所

弁護士 佐野 史明

弁護士 山根 祐輔

弁護士 時岡 直輝

弁護士法人

片岡総合法律事務所

KATAOKA & KOBAYASHI LPC

目次

- 1 公金収納に関する従前の制度
- 2 指定公金事務取扱者制度の概要
- 3 コンビニ収納への影響

弁護士法人

片岡総合法律事務所

KATAOKA & KOBAYASHI LPC

1 公金収納に関する従前の制度

私人委託と指定納付受託者

- 金融機関以外の事業者が、公金の収納等を行うことができる地方自治法上の制度として、従前においては、①**私人委託制度**と②**指定納付受託者制度**の二つ。

※ 金融機関が公金の収納等を行う場合は、指定金融機関としての指定を受けることが一般的。

私人委託制度

(旧地方自治法施行令158条、158条の2)

地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度



地方公共団体の歳入の収入について、地方公共団体の徴収事務又は収納事務は地方公共団体が行うことを原則とした上で、法令の特別な定めに基づき、徴収事務又は収納事務の一部を第三者に委任して行わせることができることとした制度

指定納付受託者制度

(地方自治法231条の2の2から231条の2の5)

納入義務者が地方公共団体への歳入の納付を第三者に委託する制度



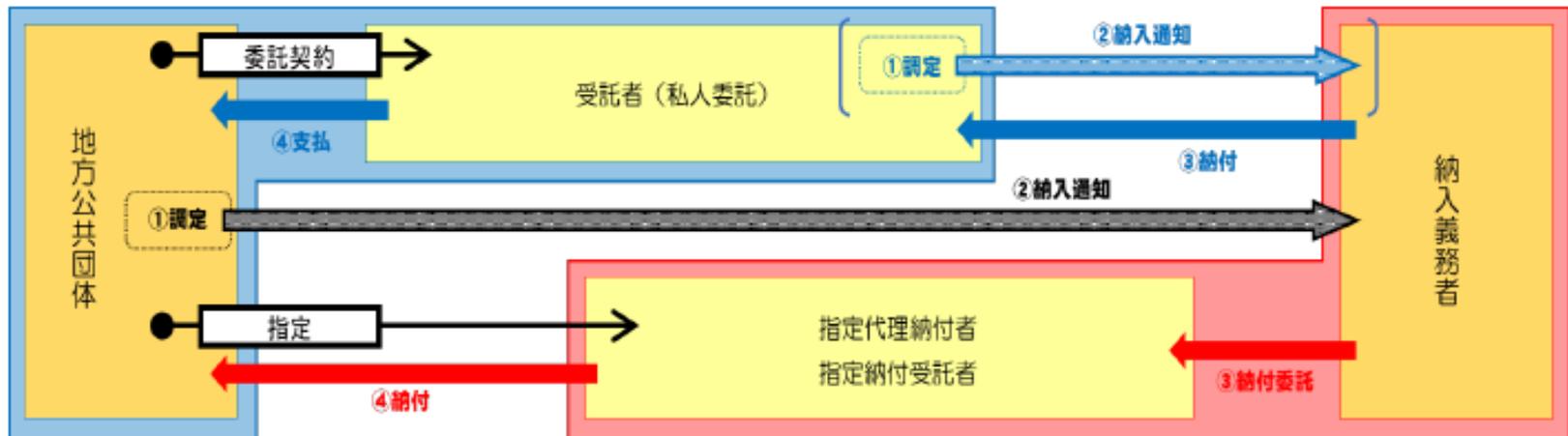
納入義務者が地方公共団体に対する納付を第三者に委任して行わせることは地方自治法の規定に違反するものではないことを前提とした上で、地方公共団体が指定した第三者が納入義務者から納付事務の委託を受けて地方公共団体に支払を行わせた場合、納付の委託があった時に遡及して納付の効果を及ぼすこと等とした制度

※ 令和3年の改正により創設

1 公金収納に関する従前の制度

私人委託と指定納付受託者

- 私人委託制度における受託者は、地方公共団体から収納代行等の権限を付与してもらい、当該権限に基づいて公金を収納するもの。
 - 受託者が納付者から現金等を受領したときに納付の効力発生
- 指定納付受託者は、納付者から委託を受けて、納付者に代わって地方公共団体に対して納付を行うもの
 - 指定納付受託者が地方公共団体に対して納付者から受領した金銭を支払った時点で納付の効力発生
(但し、納付者が指定納付受託者に納付委託をしたときに遡及して納付の効力が発生)



2 指定公金事務取扱者制度の概要

(参考) 私人委託制度の基本的な仕組み

【安全性水準・適正性を担保するための措置】

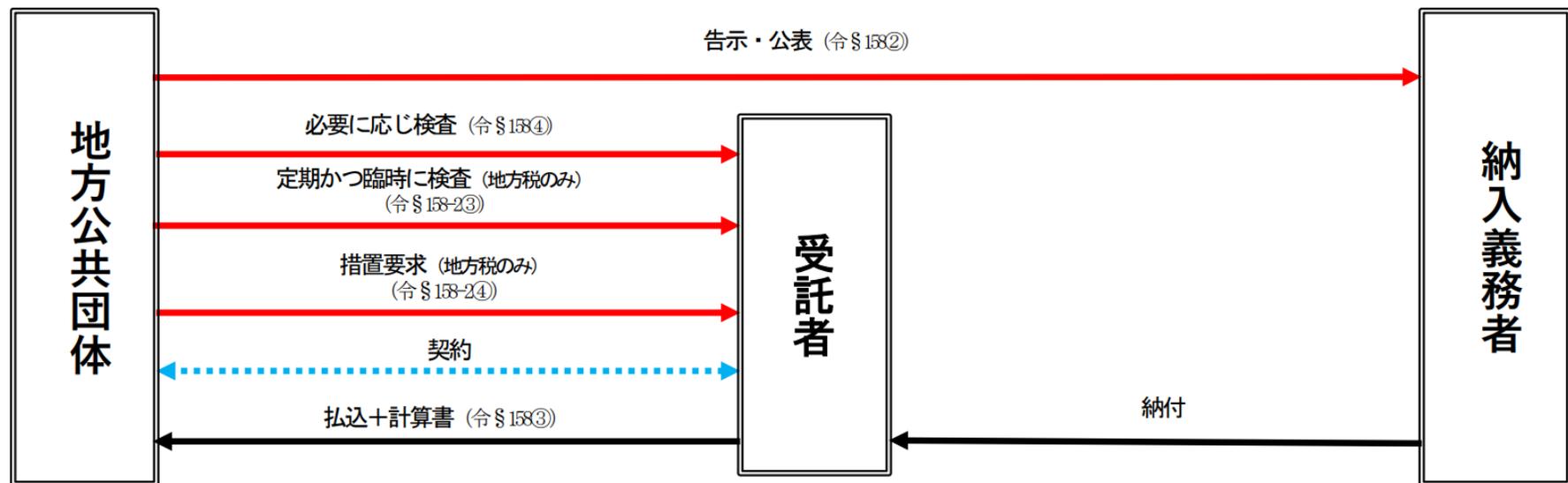
- ・ 地方公共団体が収入の事務を委託していることを示すため、告示・公表。

<使用料、手数料、賃借料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金、延滞金、遅延損害金>

- ・ 必要があると認めるときは、会計管理者は委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することが可能。

<地方税>

- ・ その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託可能。
- ・ 会計管理者が定期又は臨時に地方税の収納の事務の状況の検査義務。
- ・ 検査をしたときは、その結果に基づき受託者に必要な措置を講ずべきことを求めることが可能。

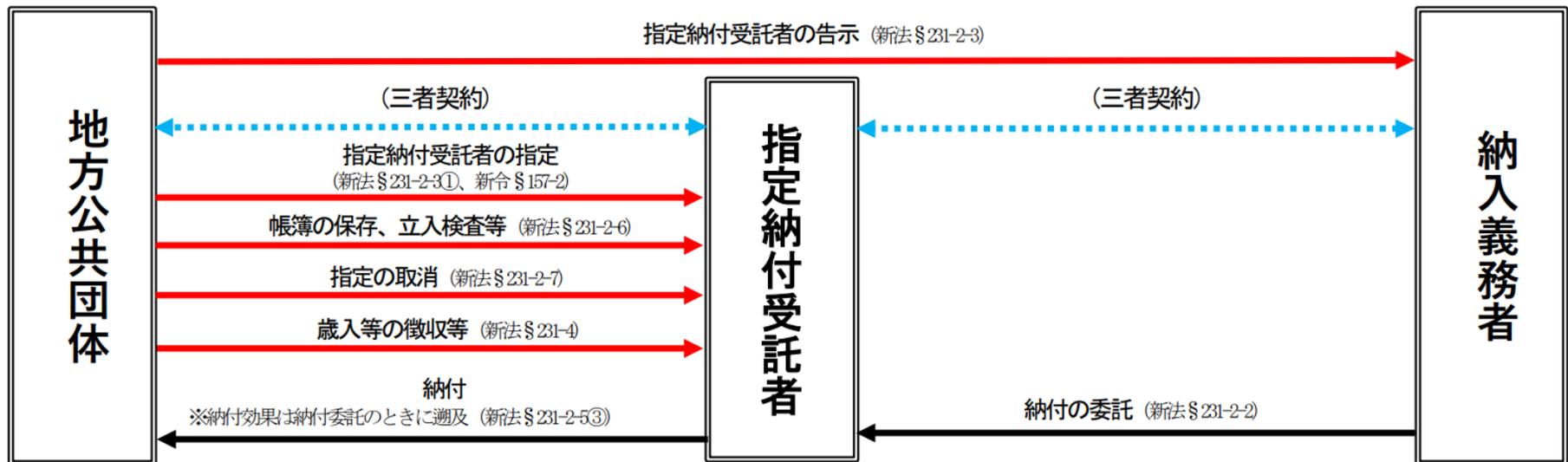


2 指定公金事務取扱者制度の概要

(参考) 指定納付受託者制度の基本的な仕組み

【安全性水準・適正性を担保するための措置】

- ・ 納付事務を遂行する者として指定した場合、指定納付受託者を告示。
- ・ 指定代理納付者は長が指定することとなるが、次のいずれにも該当する者でなければならない。
 - ① 納入義務者に代わって歳入を納付する事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
 - ② 人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有すること。
- ・ 指定納付受託者は納付事務に関する事項を記載した帳簿の保存義務を負い、長は必要な限度で、指定納付受託者に対して報告をさせ又は立ち入り検査若しくは質問をすることが可能。
- ・ 指定納付受託者の適格性を欠いたときは、長はその指定を取り消すことが可能。
- ・ 指定納付受託者が、地方公共団体が指定した日までに歳入等を納付しないときは強制徴収をすることが可能。



1 公金収納に関する従前の制度

(参考) 地方公共団体以外の者に公金収入を行わせている諸制度

	地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度			納入義務者等が地方公共団体への歳入の納付を第三者に委託する制度	
	私人委託制度		指定金融機関制度	指定代理納付者制度	指定納付受託者制度
	地方税等以外	地方税等			
第三者が取り扱うことができる歳入の種類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用料・手数料・賃貸料・物品売払代金・寄付金・貸付金の元利償還金（これらの延滞金・遅延損害金を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方税（督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む） ○ 分担金・負担金・不動産売払代金・過料・損害賠償金・不当利得による返還金（これらの延滞金・遅延損害金を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公金全般 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入全般 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歳入全般 ○ 歳入歳出外現金
第三者に委託する事務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が行う公金の徴収又は収納事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が行う公金の収納事務 ※ 預金制度であることを前提とした公金取扱一般 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 納入義務者が行う地方公共団体の歳入等についての納付事務 	
利用できる主な決済手段	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設窓口等における現金支払 ○ コンビニエンスストア等における現金支払 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニエンスストア等における現金支払 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関窓口における現金支払 ○ 口座振替 ○ 証券納付 	<ul style="list-style-type: none"> ○ クレジットカードサービスが前提 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニエンスストアにおける支払 ○ クレジットカードサービス ○ スマートフォンアプリ決済サービス
第三者の要件等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 告示及び公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者 ○ 告示及び公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は必置、市町村は任意設置 ○ 金融機関（一定の郵便貯金銀行を除く）であること ○ 議会の議決を経た上で指定 ○ 告示 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として次の要件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること ・ その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること ○ 告示（※指定納付受託者制度のみ） 	
第三者に対する検査等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計管理者による検査（必要があると認めるとき） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計管理者による検査（定期及び臨時） ○ 会計管理者の措置要求 ○ 監査委員から会計管理者に対する報告要求 		<ul style="list-style-type: none"> ※ 法令上、特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帳簿保存義務 ○ 長による報告要求 ○ 立入検査

(引用) 総務省「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会 中間報告」65頁 https://www.soumu.go.jp/main_content/000816480.pdf

1 公金収納に関する従前の制度

(参考) 指定納付受託者制度の経緯

参考資料9

～H18：制度なし

- ・ 地方自治法上、住民が事業者に対して公金の納付を委託する**制度なし**

← 公金のクレジットカード納付の制度化要望

← 商取引における**クレジットカード決済の普及**

H18：**クレジットカード納付の制度化**

- ・ **公金のクレジットカード納付を可能とする委託制度（指定代理納付者制度）**を創設
- ・ クレジットカード事業者が地方公共団体に納付する日が本来の納期限を超えることを許容する特例を規定

← 公金の電子マネー納付の制度化要望

← 情報通信社会の急速な進展による
電子マネー等の**キャッシュレス決済の普及**

H31：**電子マネー納付が可能である旨の周知**

- ・ 指定代理納付者制度を活用した**公金の電子マネー納付**が可能である旨を周知

← 地方公共団体の現場における**解釈・運用の不統一**

- ・ 私人委託制度を活用する地方公共団体の出現
- ・ クレジットカード決済等における機能分化

R3：**幅広い決済手段による納付の制度化**

- ・ 指定代理納付者制度における納期限の特例等を維持した上で、**クレジットカードや電子マネーを含めた幅広い決済手段による公金納付を可能とする委託制度（指定納付受託者制度）**を創設
- ・ 指定納付受託者による他の事業者への事務委託や指定納付受託者からの徴収等を規定

1 公金収納に関する従前の制度

(参考) 私人委託制度の経緯

S38～H15 : 使用料, 手数料, 賃貸料, 貸付金の元利償還金が私人委託の対象

- ・ 公金の徴収・収納事務の私人委託を原則禁止した上で、**使用料, 手数料, 賃貸料, 貸付金の元利償還金**を私人委託可能な歳入として位置づけ

← 公金のコンビニエンスストア納付拡大の要望

- ・ 金融機関の週休二日制の実施
- ・ 共働き世帯等の昼間不在家庭の増加

H15 : 私人委託の対象に地方税を追加

H16 : 私人委託の対象に物品売払代金を追加

← 「ふるさと納税」の徴収・収納事務の私人委託の可能化要望

← 「ふるさと納税」の制度化

H23 : 私人委託の対象に寄附金を追加

← 私人委託可能な公金に付随する歳入（延滞金等）についても私人委託可能とすることについて地方分権改革に関する提案

H29 : 私人委託の対象に延滞金, 遅延損害金を追加

H30 : 私人委託の対象に地方税に係る督促手数料, 延滞金, 滞納処分費等を追加

← 私人委託を原則禁止する制度自体の見直しについて地方分権改革に関する提案

R 4 : 私人委託の対象に分担金, 負担金, 不動産売払代金, 過料, 損害賠償金, 返還金等を追加

目次

- 1 公金収納に関する従前の制度
- 2 指定公金事務取扱者制度の概要
- 3 コンビニ収納への影響

弁護士法人

片岡総合法律事務所

KATAOKA & KOBAYASHI LPC

2 指定公金事務取扱者制度の概要

令和5年地方自治法等改正

<私人委託制度に関する問題意識>

- ・ 私人委託制度は、私人による公金取扱いの原則禁止に対する例外として、**取扱い可能な歳入の範囲が法律又は政令で定めるものみに限定**されており、住民の利便性の向上を図るため、公金収納の手段の多様化を図る観点から、取扱い可能な歳入の見直しの必要性。
- ・ 現行法令において**多種多様な決済サービス事業者等に対して通則的に適用される規制・行為規範がなく**、また、受託者についての法令上の要件がない。また、**公金の安全性等を担保するための法令上の措置が限られている**。

令和5年地方自治法等改正 指定公金事務取扱者制度の創設（令和6年4月1日施行）

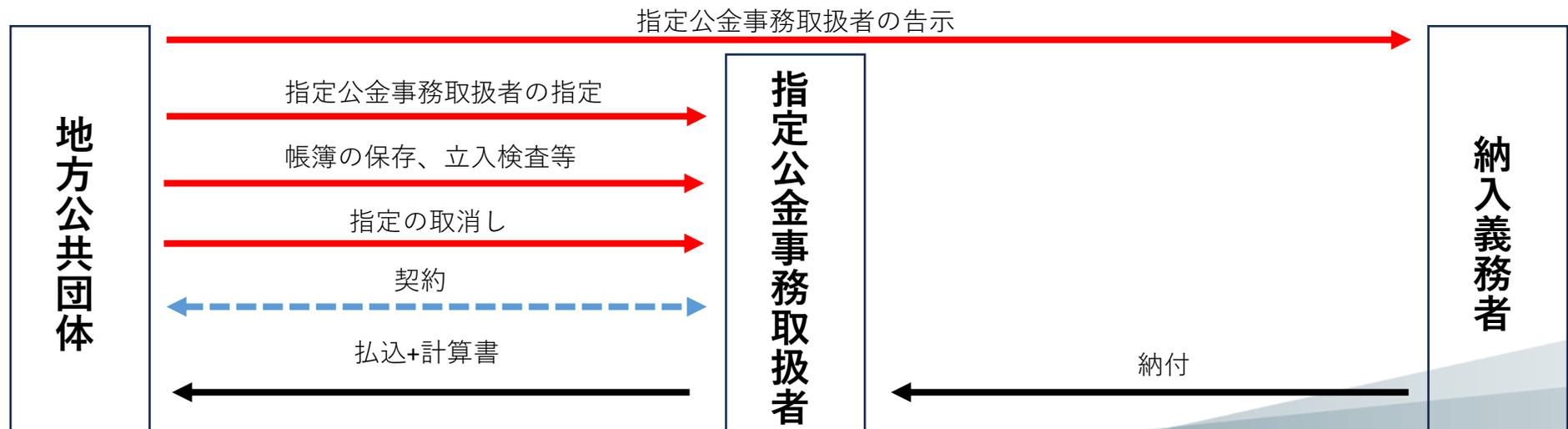
（地方自治法243条の2～243条の2の6）

- 原則として全ての歳入等の収納事務について、地方公共団体の長の判断で、私人への委託が可能
- 適正な公金取扱いを確保するため、受託者に対する監督や受託者の義務を法定
- ※ 指定公金事務取扱者制度の創設に伴って、私人委託制度は廃止（経過措置あり）

2 指定公金事務取扱者制度の概要

基本的な制度の枠組み

- 地方公共団体が第三者（私人）に歳入の徴収又は収納事務等（※）を行わせる制度
⇒ **基本的な制度枠組みは私人委託制度と同様**
 - － 地方公共団体から公金事務（※）の取扱いの委託を受けて、納付者から歳入等の納付を受けるもの
 - － 指定公金事務取扱者に納付した時点で、歳入等の納付の効力が発生
- ※歳入の徴収及び収納の事務のほか、公金の支出に関する事務についても委託可能
- 指定公金事務取扱者制度の創設に伴い、**私人委託制度は廃止**
※経過措置により、令和6年3月31日時点において私人委託制度により公金事務を行っていた者は、**令和8年3月31日までの間**は、当該公金事務を取り扱うことが可能（改正法附則2条）



2 指定公金事務取扱者制度の概要

対象となる歳入の範囲の拡大

- 私人委託制度においては、委託の対象となる歳入等は、個別法令又は地方自治法施行令に列挙されたものに限定されていたが、**指定公金事務取扱者制度においては、収納事務について、委託の対象となる歳入等について原則として自治体の長の判断**
- 徴収事務は、委託の対象となる歳入の範囲を個別法令又は政令において限定列挙
 ※徴収：普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為
 収納：調定し、納入通知のあつた普通地方公共団体の収入を受け入れる行為

<私人委託制度において委託の対象となる歳入等の範囲>

歳入費目	徴収	収納	根拠法	条項	改正年
使用料	○	○	地方自治法施行令	第158条第1項	昭和38年
手数料	○	○			
賃貸料	○	○			
貸付金の元利償還金	○	○			
地方税		○		第158条の2第1項	平成15年
物品売払代金	○	○		第158条第1項	平成16年
寄附金	○	○			平成23年
分担金		○		第158条の2第1項	令和4年
負担金		○			
不動産売払代金		○			
過料		○			
損害賠償金		○			
不当利得による返還金		○			
地方公営企業の利用料金	○	○	地方公営企業法	第33条の2	昭和41年
国民健康保険の保険料	○		国民健康保険法	第80条の2	平成14年
保育所における保育費用		○	児童福祉法	第56条第3項	平成16年
介護保険の保険料		○	介護保険法	第144条の2	平成17年
後期高齢者医療に係る保険料	○		高齢者の医療の確保に関する法律	第114条	平成18年
保育所における保育料		○	子ども・子育て支援法	附則第6条第5項	平成24年
車両の放置違反金		○	道路交通法	第51条の16	平成26年
地域再生に係る負担金		○	地域再生法	第17条の8第8項	平成30年
生活保護に係る返還金		○	生活保護法	第78条の3	令和2年

2 指定公金事務取扱者制度の概要

決済手段の明確化

- 私人委託制度においては、現金納付が想定されてきたところ、指定公金事務取扱者制度では、キャッシュレスの決済手段も含む利用可能な決済手段が明確化。
- 利用可能な決済手段は、**現金**、口座振替、証紙、証券、**前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引**

その一方、私人委託制度においては、地方公共団体を代理する立場として公金を取り扱っていることから、私人による収納がされた時点において直ちに地方公共団体に収納があったものとして取り扱うこととなるものであり、この制度の性格上、現時点において取り扱うことの適切な決済手段に限って私人委託制度で活用することができるものとするのが適当である。このような観点から、**私人委託制度で活用することができる決済手段については、収納の効果が即時に及ぶに相応しい決済手段として、現金及びプリペイド方式（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定する前払式支払手段）に限定することとすべきである。**

2 指定公金事務取扱者制度の概要

適正な公金取扱いを確保するためのルール

- 適正な公金取扱いを確保するためのルールとして、以下のような規律が整備された。

① 指定公金事務取扱者の指定要件の設定	<p>○指定要件（施行令173条） 次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること・ その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること
② 再委託先の監督	<p>○再委託先の要件</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公金事務の一部を、指定公金事務取扱者の指定要件を充たす者に対して再委託可能（法243条の2第5項、6項、施行令173条） <p>○地方公共団体の長の承認</p> <ul style="list-style-type: none">・ 再委託（二段階以上の委託を含む。）に際しては、あらかじめ、地方公共団体の長の承認が必要（法243条の2第5項、第6項）・ 再々委託以降は、指定公金事務取扱者の許諾が必要（同項）
③ 受託者の帳簿保存義務	指定公金事務取扱者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない（法243条の2の2第1項）
④ 地方自治体の長の検査・監督権限	<p>○地方公共団体の長による報告徴求権限（法243条の2の2第2項）</p> <p>○地方公共団体の長による立入検査権限（同条3項）</p> <p>○指定の取消し（法243条の2の3）</p> <p>次のいずれかに該当する場合、地方公共団体の長は指定の取消しが可能</p> <ul style="list-style-type: none">・ 上記の指定要件に該当しなくなつたとき・ 帳簿保存義務に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき・ 報告徴求等に対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき・ 立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

（※）「法」は地方自治法、「施行令」は地方自治法施行令、「施行規則」は地方自治法施行規則を指す。

目次

- 1 公金収納に関する従前の制度
- 2 指定公金事務取扱者制度の概要
- 3 コンビニ収納への影響**
 - i 他の制度との関係についての概観
 - ii 私人委託からの移行に関する論点
 - iii 指定納付受託者制度との関係

弁護士法人

片岡総合法律事務所

KATAOKA & KOBAYASHI LPC

私人委託制度・指定納付受託者制度との関係

<私人委託制度との関係>

- 指定公金事務取扱者制度の創設に伴い私人委託制度は廃止
- 改正地方自治法の施行日前日に現に取り扱っていたものについては、令和8年3月31日まで引き続き取扱い可能

⇒経過措置が終了する2年間の間に**指定公金事務取扱者に移行**

<指定納付受託者制度との関係>

- 令和5年の地方自治法等改正では、指定納付者制度については改正されていない。
- 両制度の異なるものであり、指定納付受託者制度も引き続き存続

⇒**指定公金事務取扱者制度と指定納付受託者制度は併存**

コンビニ収納においては、いずれの制度を利用すべきか？

金融規制法との関係（収納代行サービスと為替取引）

- 収納代行サービスとは、金銭債権を有する債権者から委託等を受けて債務者から資金を収受し、当該資金を輸送することなく債権者に移転させるサービスをいう。
 - 以前より収納代行サービスの為替取引の該当性が実務上の論点
- 過去の金融審議会においては、コンビニ収納、代金引換、回収代行などの収納代行サービスを念頭に「性急に制度整備を図ることなく、将来の課題」とされ、直ちに為替取引に該当するものではないとの運用がなされていた。
- もっとも、昨今、以下のような新たな収納代行サービスが登場し、その利用者保護の必要性が問われることとなった。
 - ・ 債権者が事業者の収納代行：決済代行業者（Payment Service Provider）、クラウドファンディング業者
 - ・ 債権者が個人の収納代行：エスクローサービス、割り勘アプリ など
- 2019年の金融審議会において、改めて収納代行サービスの規制の必要性について議論がなされた。
 - 2021年の改正資金決済法2条の2の創設へ

ii 私人委託からの移行に関する論点

金融規制法との関係（収納代行サービスと為替取引）

- 収納代行サービスに対する規制の概要は下表のとおり。
- 当局のスタンスは、資金決済法2条の2の要件に該当しない収納代行サービスに関する為替取引の該当性については、直ちに為替取引の規制がかからないことを意味するものではなく、個別事例ごとに実質的に判断するとしている。

	債権者が事業者等の場合（※）	債権者が個人の場合
コンビニ収納 為替取引の規制なし	<u>債務者が収納代行業者に支払をした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかである場合（①）</u>	① + ② + ③ or ① + ② + ③ ②：収納代行の対象となる債権が信用供与によって発生したものではないこと ③：当該債権の発生原因である契約の成立に不可欠な関与を行い、かつ、債権者の同意を得ること（プラットフォームによる代金収納） ③：債権者による反対給付と引き換えに債務者から弁済を受領（エスクローサービス）
為替取引の規制あり	上記（青）以外の場合	上記（赤）以外の場合

（※）債権者が国・地方公共団体の場合を含む。

金融規制法との関係（収納代行サービスと為替取引）

＜私人委託制度の場合＞

- コンビニによる公金収納が為替取引に該当しないと整理するためには、納付者がコンビニ（収納代行業者）に支払をした時点で納付が終了し、納付者に二重支払の危険がないことが明らかである必要がある。
- 私人委託制度の受託者は、契約上、地方公共団体から収納代行等の権限を付与してもらい、当該権限に基づいて公金を収納するものであるため、受託者が納付者から現金等を受領したときに納付の効力発生。

⇒私人委託制度を利用したコンビニ収納の場合は、納付者に二重支払の危険がなく、為替取引非該当と整理可能。

＜指定公金事務取扱者制度の場合＞

- 地方公共団体から委託を受けて公金収納を行うという基本的な制度の枠組みは私人委託制度の場合と同様。
- 指定公金事務取扱者制度においては、納付義務者が**指定公金事務取扱者に歳入等を納付したときに効力が発生することが明文化。**

⇒私人委託制度の場合と同様に、**納付者に二重支払の危険がなく、為替取引非該当と整理可能。**

(参考)

○地方自治法243条の2の4

(公金の徴収の委託)

第243条の2の4 (略)

2 指定公金事務取扱者（歳入の徴収に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、現金の納付その他総務省令で定める方法により納入義務者から歳入の納付を受けるものとする。

3 前項の場合において、**普通地方公共団体の歳入の納入義務は、納入義務者が指定公金事務取扱者に当該歳入を納付したときに履行されたものとする。**

4 (略)

(公金の収納の委託)

第243条の2の5 (略)

2 (略)

3 前条第二項から第四項までの規定は、**指定公金事務取扱者が歳入等の収納をする場合について準用する。**

ii 私人委託からの移行に関する論点

契約関係の整理

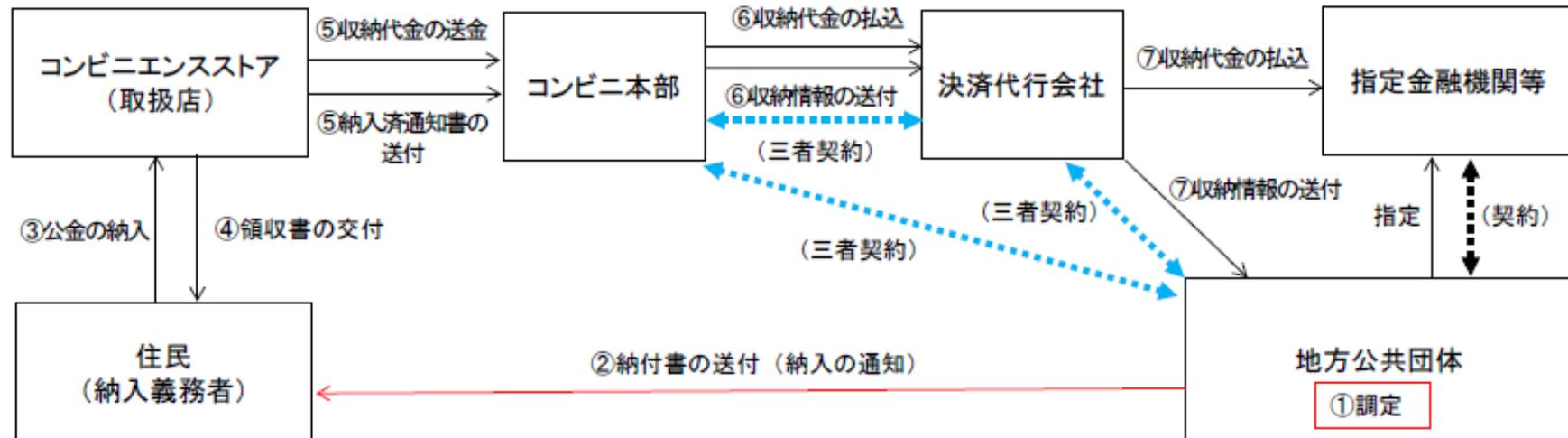
<私人委託制度における運用>

II 私人に収納事務を委託している場合（コンビニで収納を行う場合）

【地方公共団体、決済代行会社、コンビニ事業者の三者間で、収納業務に関して委託契約を締結している例】

未納等リスクに関する契約事項

- ・ 収納受託者（コンビニ事業者及び決済代行会社）は、収納事務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない（再委託の禁止）。
- ・ 地方公共団体は、収納受託者の収納事務の状況を検査することができる。
- ・ 決済代行会社は、収納事務の履行に当たって、事故が発生したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは直ちにその旨を他の当事者に報告し、必要な措置を講じる。コンビニ事業者は同様の場合、決済代行会社に報告し、決済代行会社は地方公共団体に報告し、必要な措置を講じる。
- ・ 地方公共団体、コンビニ事業者及び決済代行会社は、他の当事者の契約違反により損害を受けた場合に限り、損害賠償を請求できるものとする。



契約関係の整理

<私人委託制度の見直しの方向性>

(2) 受託者となることのできる者の要件の設定

- 現行の地方自治法施行令第158条の規定により徴収・収納事務を私人に委託することができる者についての要件は規定されていないものの、法令により特定せずに地方公共団体の裁量により広範に私人に収納事務を委託することができることとする場合には、受託者となることのできる者についての一定の要件を設けることが適当ではないか。

(規定の例)

◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(指定納付受託者等の要件)

第五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項及び第二百三十一条の二の四に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 一 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務（次号において「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
- 二 その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

※ 令和4年1月4日以後

第五十八条の二 普通地方公共団体の歳入のうち、地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

2～6 (略)

- 現行制度上、収納事務を受託した者は、当該収納事務を第三者に再委託することはできないと解釈されており、現状の私人委託制度の運用の実態として、三者契約等により地方公共団体から各当事者に対して収納事務をそれぞれ委託している方式が見られるが、このような運用形態を続けていくべきか。あるいは、収納事務を受託した者は、地方公共団体から委託を受けた収納事務について、第三者に再委託を行うことができることを法令の規定により明確にするとともに、再委託について地方公共団体の許可を求める等の必要な手続の規定を置くべきか。
- 収納事務の再委託を行うことができることとした場合、現在の私人委託制度の運用に鑑みると、利用者側から第一次的に公金の収納を受けた時点において公金の収納があった効果を及ぶと運用していることからすると、再委託先にも受託者と同程度の主体制限を設けることが必要と考えられることから、受託者から再委託を受託する者についても受託者と同様の要件を設けることとすべきか。

ii 私人委託からの移行に関する論点

契約関係の整理

- 再委託が出来ない私人委託制度の下では三者契約方式等で地方公共団体からそれぞれの当事者が委託を受けていたケースについて、指定公金事務取扱者制度の下では再委託が可能となったことから、地方公共団体⇒決済代行会社⇒コンビニなど、順次の委託関係で実施することが想定される。

関係当事者において、誰が指定公金事務取扱者として地方公共団体から委託を受け、誰が再委託を受ける立場になるのか、整理が必要になると思われる。

- 基本的な制度の枠組みは私人委託制度の場合と同様であることから、地方公共団体と指定公金事務取扱者との契約の内容については、大きな差はないと考えられる。
- 再委託が可能になることに伴い、契約上も再委託の手続等について規定することが考えられる。

iii 指定納付受託者制度との関係

両制度の概要

- 指定公金事務取扱者制度と指定納付受託者制度は併存するところ、両制度はどのような関係になるのか？

	指定公金事務取扱者	指定納付受託者
制度の基本的な性質	地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度	納入義務者が地方公共団体への歳入等の納付を第三者に委託する制度
指定の要件	公金事務を適切かつ確実に遂行することができるものとして次の要件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること ・その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること 	納付事務を適切かつ確実に遂行することができるものとして次の要件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること ・その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること
取り扱うことのできる歳入の種類	次の各号のいずれにも該当するものとして 当該普通地方公共団体の長が定める歳入等 。 ① 指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの ② その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入 ・繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金 	歳入全般 歳入歳出外現金 ※ 取扱い範囲に制限なし
利用可能な決済手段	・現金 ・電子マネー等（前払式支払手段その他のこれに類する為替取引） ※ クレジットカード等の後払い決済手段は利用不可	コンビニエンスストアにおける支払 クレジットカード スマートフォンアプリ決済サービス（電子マネー・ポイント含む）
納入の効力発生時点	納入義務者が 指定公金事務取扱者に対して歳入等を納付した時	指定納付受託者が 地方公共団体に対して歳入等を納付した時 ※納入義務者から指定納付受託者への納付の委託があった時点に遡及して納付の効果が発生
検査等	帳簿の保存義務 報告徴求 立入検査	帳簿の保存義務 報告徴求 立入検査

iii 指定納付受託者制度との関係

指定納付受託者制度との関係

どちらかの制度への移行が求められるか？

- 指定納付受託者制度が創設された際には、私人委託制度は「地方公共団体に代位して収納等を行うという制度の性質上、地方公共団体の収納の方法に準じなければならず、現金による収納を原則としていることから、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法による納付やポイントによる支払等を制度上予定したものではないこと等を踏まえ、**可能な限り早期に指定納付受託者制度に移行することを求める総務省通知**が発出されている。
- また、総務省「地方税統一QRコードの活用に係る検討会中間取りまとめ」4頁においては、「コンビニ収納については、私人委託制度から指定納付受託者制度への移行が推奨されているところである」と記載。

- 指定公金事務取扱者制度の創設に当たっては、どちらかの制度に移行を求める通知等は発出されていない。
- 「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」では、「地方公共団体の公金の取扱いにおいて、住民の利便性の向上等を図るためには様々な決済手段に対応していくことが必要であることから、**私人委託制度と指定代理納付者制度等のメリット・デメリットを踏まえた活用を図ることが重要**であり、そのような観点から、それぞれの制度の改善を図ることが必要である」と指摘されている。

いずれかの制度に統一的に移行させることが想定されているものではなく、コンビニ収納においては、指定公金事務取扱者・指定納付受託者のいずれの制度も選択可能と思われる。

iii 指定納付受託者制度との関係

指定納付受託者制度との関係

- いずれの制度を利用するかは、両制度の特徴を踏まえて検討が必要

<両制度の特徴>

	指定公金事務取扱者	指定納付受託者
取り扱うことのできる歳入の種類	・地方譲与税、地方交付税等、取扱うことができない歳入等がある	・特段制限がないため、歳入等全般について取扱いが可能
利用可能な決済手段	・後払いの決済手段が利用できない	・クレジットカード等の後払いの決済手段を含む多様な決済手段が利用可能
納入証明書等の交付	・納入義務者が指定公金事務取扱者に歳入を納付した時に納入の効力が発生するため、納税証明書の交付が可能	・指定納付受託者が地公体に対して納付者から受領した金銭を支払うまでは、納付の効力は発生しないため、指定納付受託者が納付者から支払いを受けた時点では納税証明書の交付ができない ・納付者から納付の委託の委託を受けたときは、納付者に対して委託を受けたことを証する書面を交付しなければならない。 ※納付の効力発生時点との関係で 金融規制法との関係が論点となり得る

(参考) 指定納付受託者制度と為替取引規制との関係

- 指定納付受託者が地方公共団体に対して収納金を支払うまで、納付者による納付の効力は未発生。

⇒収納したコンビニが倒産した場合、納付者は二重払いのリスクを負うため、為替取引との関係で疑義が生じ得る。

- 指定納付受託者制度においては、まずは指定納付受託者から徴求（滞納処分）し、それでも不足する場合に限って納付者に請求する制度になっている（指定納付受託者による二重払いのリスクを負担）

⇒上記の制度により二重払いのリスクが低減されているとの整理も可能か？（そもそも法的な制度であるため、為替取引としての規制が及ばない？）

ご清聴ありがとうございました

片岡総合法律事務所

Tel: 03-3592-9151

弁護士 佐野史明 E-mail: fumiaki_sano@klo.gr.jp

弁護士 山根祐輔 E-mail: yusuke_yamane@klo.gr.jp

弁護士 時岡直輝 E-mail: naoki_tokioka@klo.gr.jp

弁護士法人

片岡総合法律事務所

KATAOKA & KOBAYASHI LPC